

日本労働年鑑 第72集 2002年版  
The Labour Year Book of Japan 2002

特集 労働時間法制の改編と運用の実態

第二章 労働時間の概況と時間短縮の成果—時間短縮はなにをもたらしたのか

一 労働時間の短縮状況と統計数値の検証

1 「政策目標一八〇〇時間」のハードルの高さ

八〇年代に入ってから時間短縮の具体的政策目標が設定され、とくに九二年の長期経済計画「生活大国五ヵ年計画」では、九六年度までに労働者一人平均の年間総実労働時間を一八〇〇時間まで短縮することが謳われた。しかし、九六年度の年間総実労働時間は規模三〇人以上で一九一九時間(労働省「毎月勤労統計調査」による)で、九七年には目標が二〇〇〇年度まで操り延べられることとなった(「労働時間短縮推進計画」平九・八・一一労働省告示九六号)。

巻頭色刷り図1～図3は、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(以下、「毎勤調査」という)と「賃金労働時間等総合調査」(〇一年から「就労条件総合調査」に各称変更)にもとづき、年間総実労働時間・所定内労働時間、所定外労働時間、年休取得日数および率の推移をそれぞれ示したものである。これによると、労働時間は年々確実に短縮されており、〇一年度の年間総実労働時間は、三〇人以上の事業所では一八四二時間(うち所定内労働時間一七一一時間、所定外一三二時間)となっている(なお、五人以上の年間総実労働時間は一八三一時間)。これをみると、労働時間は順調に短縮され、年間総実労働時間一八〇〇時間の達成は目前のようにみえる(図1、図2)。

しかし、残された四二時間(規模三〇人以上)のハードルは思いのほか高い。「毎勤調査」によると、八七年の労基法改正以来、年間総実労働時間は八八年度の二一〇〇時間から〇一年度の一八四二時間と二五八時間短縮されている。しかし、その内訳をみると、所定内労働時間は同時期に一九一二時間から一七一一時間へと二〇二時間短縮されているのに対し、所定外労働時間は一八八時間から一三二時間へと五六時間しか短縮されていない。また、同省の「賃金労働時間等総合調査」によると、労働者一人平均の年休取得日数は九〇年の八・二日(取得率は五二・九%)から〇一年の八・九日(同四九・五%)と、わずか〇・七日しか増えていない(図3)。つまり、この間の時間短縮には、中小企業における週休二日制の普及に伴う休日増による所定内労働時間の短縮が大きく寄与している。所定外労働時間の削減はあまり寄与しておらず、年休取得日数の増加にいたってはほとんど寄与していない。

所定内労働時間に関しては、すでに九七年に週四〇時間制が全面的に実施されているため、短縮のテンポは今後鈍ることが予想される。事実、九七年度の一七四八時間から九九年度には一七一四時間に短縮されたが、それ以降ほぼ横ばい状態になっている(巻頭色刷り図1)。

所定外労働時間は一四年間で五六時間短縮されたが、これは年にしてわずか約四時間のペース

にすぎないし、景気変動によっては再び増加する可能性がある。さらに、年休にいたっては、この一二年間でわずか〇・七日しか取得日数が増えていない。したがって、残り四二時間の短縮というハードルは意外なほど高く、従来の時短政策を見直さずに目標達成することはかなり難しい。

## 2 さらに遠のく一八〇〇時間—「毎勤調査」の落とし穴

「毎勤調査」の年間総実労働時間の解釈で注意すべきことは、同調査の労働時間数にはフルタイム労働者だけではなくパートタイム労働者(ただし常用)の数値も含まれているということである。

もともと「毎勤調査」はパートを含んだ常用労働者五人以上の事業所の実労働時間を対象としていたが、九三年一月分から就業形態別に一般労働者とパートの労働時間の統計数値を区別するようになった。第1表は九三年から〇一年までの五人以上の事業所における一般労働者とパートの月間および年間の総実労働時間(産業計)の推移を示したものである。

第1表 一般労働者とパート労働者の実労働時間の推移 (時間)

年	一般労働者		パート労働者	
	月間総実労働時間	年間総実労働時間	月間総実労働時間	年間総実労働時間
1993年	170.4	2044.8	98.7	1184.4
1994	169.7	2036.4	97.7	1172.4
1995	169.8	2037.6	97.8	1173.6
1996	170.8	2049.6	98.0	1176.0
1997	168.8	2025.6	96.8	1161.6
1998	167.5	2010.0	95.8	1149.6
1999	167.4	2008.8	94.9	1138.8
2000	168.8	2025.6	97.3	1167.6
2001	168.1	2017.2	96.2	1154.4
8年間の短縮時間幅		27.6時間		30.0時間
時間短縮割合		1.3%短縮		2.5%短縮

〔備考〕 厚生労働省「毎月勤労統計調査」就業形態別労働時間数により作成。年間総実労働時間は月間実労働時間を12倍して年換算。

これによると、パートを除いた一般労働者の年間総実労働時間数は、〇一年で二〇一七・二時間となっている。九三年から〇一年までの間に年間総実労働時間は二七・六時間短縮されているが、時間短縮幅は一・三%にとどまる。これに対し、パートの年間総実労働時間数は同期間に三〇・〇時間短縮されており、短縮幅は二・五%とより大きい。

パートを含む時間短縮の指数を産業別・規模別に詳しくみると、九五年の事業所規模五人以上の実労働時間数を一〇〇としたときの産業別の労働時間指数は、〇一年第四・四半期では製造業が一〇〇・八とほぼ横ばいであるのに対し、卸売・小売業で九五・三、サービス業では九七・六というように、第三次産業の方が時短の幅が大きい。〇一年の業種別の労働時間指数をみると、とくに短縮割合が大きいのは、娯楽の九三・一、小売業・飲食店の九三・八、卸売業の九七・五となっており、いわゆる商業・サービス業の短縮幅が大きいことがわかる。また、事業所の規模別では、産業計で五〇〇人以上は九九・二であるのに対し、五～二九人は九四・七となっており、製造業だけでみても、五〇〇人以上が九九・六に対し、五～二九人は九六・八となっている。

さらに、同調査の常用雇用指教をみると、九五年を一〇〇としたとき、〇一年の一般労働者の指数は九六・四と減少したが、パートは一二六・一と大きく増加している。そのうち、サービス業のパートの増加指数は一三七・七ととくに目立っている。

以上の数値をまとめると、次のことがいえる。(1)〇一年度の年間総実労働時間が一八四二時間まで短縮されたとする「毎勤調査」の数値は、あたかも一般の労働者やサラリーマンの労働時間がそこまで短縮されたかのようなイメージに結びつく。しかし、パートを除いた一般労働者の実労働時間はいまだに二〇一七・二時間と二〇〇〇時間以上のものである。一八四二時間という数字はその意味でミスリーディングな側面をもつ。

(2)この間の実労働時間の短縮も、一般労働者の時間短縮よりも、むしろ小規模企業が多いサービス業等の第三次産業でのパート雇用の増加に依存しているところが大きい。したがって、「毎勤調査」の示す労働時間の短縮は、経済のサービス化とパート雇用の増大がもたらした部分を差し引いて理解しなければならない。

### 3 「毎勤調査」と「労働力調査」にみる数値の格差

さらに、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」と総務省の「労働力調査」にみられる数値の格差に注目する必要がある。

「毎勤調査」〇一年分結果速報によると、事業所規模五人以上の年間総実労働時間は調査産業計で一八三六時間である。これを週当たり労働時間でみると、 $一八三六 \div 五二$ 週で約三五・三時間となる。パートを除いた一般労働者の実労働時間は同じ計算で週当たり約三八・八時間となる。これに対し、総務省の〇一年「労働力調査速報」では、非農林業雇用者の週間就業時間は四二・四時間となっている。両者を単純に比較すると、週実労働時間において、パートを含んだ労働者全体では約七・一時間、一般労働者では約三・六時間の格差が存在することになる。年間に換算すると労働力調査では四二・四時間 $\times$ 五二週で二二〇四・八時間となり、「毎勤調査」との格差はパートを含んだ全体で年間約三六八・八時間、一般労働者では一八七・六時間となる(図4)。

「毎勤調査」の場合には、事業所を調査対象とし、使用者が賃金台帳の残業手当の記録などから労働時間を算出して回答している。一方、総務省「労働力調査」は、対象世帯の就業者(パートなどの非正規従業員を含みかつ休業者を含む)本人が記入した調査票にもとづいているため、労働者が実際に働いたとする時間数値である。したがって、労働者が実際に働いたとする時間と使用者が労働者に働かせたとする時間との間には、年間約三七〇時間 $\sim$ 一九〇時間ほどの格差、つまり未払い労働時間(サービス残業時間)が存在していることになる。労働力調査の年間二二〇四・八時間の方が労働者の実感により近いとするならば、労働者一人平均年間総実労働時間一八〇〇時間への短縮という政策目標はさらに遠のくことになる。

## 二 労働時間短縮のゆがみー生活におけるゆとりの欠如

厚生労働省の「平成一三年就労条件総合調査」によれば、一日の所定労働時間は労働者一人平均で九六年の七時間四三分から〇一年の七時間四一分と、わずかに減少した。しかし、NHKの『日本人の生活時間・二〇〇〇』によると、有職者の平日の仕事時間は九五年の七時間二二分から二〇〇〇年の七時間三四分と有意に増加している。これは、一日の仕事時間が八時間を超える人が増加したためとされており(九五年の四七%から二〇〇〇年は五一%)、平成不況下で大規模なり

ストラが進み、残された人が長時間労働のしわ寄せを受けている結果であるとされている。また、若干資料が古いが、総務庁の「平成八年社会生活基本調査」でも、一日の仕事時間について、八時間台までは減少する傾向にあるが、九時間台から一時間以上はかえって増加する傾向にある。これは、週休二日制の普及に伴って平日の仕事時間が増加したことが原因とされている。これらの点からすると、年または週単位の労働時間の総量は確かに短縮しているが、それは休日増に負うところが大きく、平日の生活時間のゆとりを必ずしももたらしていないといえる。

労働者の生活のゆとりについて日本、アメリカ、ドイツなどの主要六カ国の勤労者を対象に個人の生活時間の使い方と意識に関する国際調査を行った、矢野眞和・連合総研編『ゆとりの構造－生活時間の六カ国比較』（一九九八年）によると次のような興味深い結果がでている。アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、日本の出勤日における生活パターンをみると、日本の労働時間が最も長く、家事時間や自由時間は最も短い。またこの使い方、「仕事の相手・職場の同僚との交際時間」や「テレビの視聴時間」などに当てられる。「私的な交際に当てる時間」はきわめて短く、主要各国の一～二〇分に対し、日本では三分にすぎない。日本の労働者は夜遅くまで拘束され、退社してから就寝するまでの時間が極端に短いため、平日の時間を余暇にさけない結果となっている。さらに、平日の仕事時間が増加傾向にあり、自由時間を確保するために睡眠時間を削る傾向にあるとされている。

日本労働年鑑 第72集

発行 2002年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 旬報社

2006年8月11日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第72集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---